

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)	交通・地域安全課 電話 042-769-8229 (直通)		
開催日時	令和8年5月25日(月) 10時～11時45分		
開催場所	エコパークさがみはら(環境情報センター) 2階 学習室		
出席者	委員	8人(別紙のとおり)	
	その他	0人(別紙のとおり)	
	事務局	4人(交通・地域安全課長、他3人)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
議 題	1 開 会 2 出席者紹介 3 議 事 (1) 令和7年度犯罪被害者等支援実績について (2) 犯罪被害者等支援に関する周知・啓発取組状況について (3) 令和8年度取組について (4) その他 4 閉 会		

議 事 の 要 旨

議事（１）（２）について、事務局から説明を行った。

（笹野委員）資料１の相談経路については、警察関係が基本であると受けとめた
が、犯罪被害者等支援条例ができたことで、今までどこにも相談できなかった方か
らの相談があったのではないか。

そういった方は、警察を通さず相談されると思うが、警察以外から相談があっ
た事例があれば紹介してほしい。

（事務局）昨年の事案では、警察に相談されていない過去の被害についての相談
はなかったが、被害から数か月時間が経ってから相談される方がおり、そういっ
た方は県外で被害に遭っている場合が多く、自分で相談窓口を調べて相談に繋が
っていた。

相談を受けている立場として、支援の即時性の観点から、全国どこで被害にあっ
ても住居地での支援がすぐに受けられる体制が必要だと感じる事例がいくつかあっ
た。

（笹野委員）犯罪被害者等支援条例の施行以降、支援窓口は徐々に定着してきて
いるものの、基本的には県の条例が存在しているため、市町村条例に基づく支援
や相談窓口の周知が中々進んでいないのが現状であり、この点については仕方な
い面もあるかと思う。

一方で、本会の主旨として、この条例が適切に機能しているかどうかを検証す
ることが重要である。もし相談件数などの数値が思うように伸びていない場合、
どのような対策を講じれば支援の周知や利用促進につながるのか、意見を伺いた
い。

（事務局）より多くの人に相談窓口や支援制度を広く周知することは重要であり、
犯罪被害者週間などの機会にリーフレット配布やホームページでの周知は前提とし
て必要である。

しかし、必要な方に確実に情報が届くことも重要である。そのため、警察との連
携を基本としつつ、相談機関や直接犯罪被害者支援を実施していない機関も含め
て、広く関連機関に周知を進める必要がある。昨年の意見にもあるように、医療機
関など関連機関への周知は、一般的な広報活動に加えて特に重要な取り組みにな
ると考える。

（笹野委員）基本的には当事者や当事者に近い人々に直接情報が届くことが重要で
ある。そのためには、地域内で困りごとを抱えている人と接する機会の多い人が十

分に理解していることが不可欠である。

相談件数が増えれば良いというわけではないが、このような支援があることを多くの人知っていることも重要である。必要な対応ができているかどうかをチェックし、あらゆる手段を尽くすべきである。

大掛かりな対応が不要な場合でも、地域の民生委員が十分に理解していれば、相談があった際や問題があると感じた時に迅速に声をかけられるはずである。地域の福祉コミュニティは衰退傾向にあるが、相模原市では22の地区に地区社会福祉協議会を設け、民生委員の協議会も存在し、地域活動が行われている。

民生委員など地域で活動する人が支援制度や被害者支援条例の存在を理解し、いつでも伝えられる体制が必要である。どの地区でもそのような支援の周知が見える形で存在することが望ましい。

(椎橋会長) 相談を受ける体制は整っているが、それが市民にどれだけ知られているかが問題である。さらに、連絡しやすい状況になっているかどうかも重要なポイントである。

相模原市が行っている周知啓発活動や犯罪被害者週間の実施は、その一環として非常に重要である。また、他機関との連携も不可欠であり、特に警察との関係は重要視されている。

犯罪被害者週間に加え、犯罪被害者月間が開始され、そういった機会に周知徹底を図ることは、支援の入口として重要な取り組みである。

(渡邊委員) 今の意見に非常に賛成である。一般的な広報や各種周知活動は行われているが、多くの方は自身が普通の生活を送っているため、犯罪被害に遭うことはないと思込み、情報を右から左へ流してしまっているのが実情である。

そのため、民生委員や社会福祉協議会の関係者など、人のために活動している人が条例や被害支援について十分に理解していれば、支援が必要な人がいた際に、相談窓口で代わって連絡を取るなど、支援につなげることが可能である。

被害者の立場から言えば、支援窓口で座って相談を待つだけでは不十分である。大きな市では隣近所の付き合いが希薄になっていることは事実だが、地域で支援の役割を担っている人々は、地域の状況をよく見ていると考えられる。

したがって、そうした地域の方々に被害者支援の存在を確実に知ってもらうことが極めて重要である。

(事務局) 貴重な意見に感謝申し上げます。市では、犯罪被害者等支援に関する庁内連絡会を毎年開催し、関係課・機関の間で情報共有を図っている。会議の場において、必要な情報は相互に共有しながら支援の充実に向けて連携を進めていく。

(生方委員) 関連して、我々心理職も犯罪被害者支援の存在を知らないことが多い。被害に遭い誰にも言えず苦しんでいる人がカウンセリングや精神科医療を受けるケースが多いが、精神科医や心理職が被害者支援について知らないため、本来相談窓口につながるべきところが見逃されている可能性が高い。

地域の民生委員や社会福祉協議会への周知も重要であるが、同時に医療機関、特に心理職にも周知を徹底することが、支援につながる可能性を大きく高めると考えている。

(渡邊委員) もう一つ情報提供として、東京都多摩市の事例を紹介する。多摩市は相模原市と比べると、人口が30万人以内の市であるが、犯罪被害に関する職員研修を実施している。

研修はローテーション制で行い、全職員が必ず1回は受ける体制を整えている。研修を受けた職員が窓口対応の際、来庁者との会話から被害の可能性を察知し、適切に相談窓口へつなげることで、相談件数が増加した実績がある。

職員は生活上の困りごとや保険、年金など様々な相談に対応しているため、その場で被害支援に気づき、迅速に支援につなげるのが重要であると考えている。

(椎橋会長) これも重要なことである。昨年度の相模原市の犯罪被害者週間の講演会には市職員が参加しており、参加者は42名であった。全職員が一通り知識を得るためには、全員が研修を受けるまでに何年かかるか。

(事務局) 事務職で4000名程度いるため、42名のペースだと10年程かかる。

(椎橋会長) そうした目標を設定することは重要である。全員が参加する機会は作りつつ、その前段階でも研修に参加した者から間接的に情報を共有したり、参加順序を工夫することで時間短縮を図るなど、できるだけ全職員に周知を徹底することが大切である。

(事務局) 検討させていただく。

(椎橋会長) 犯罪被害者支援に関わるのは犯罪関連だけでなく、心理職、精神科医、医師、学校教員など、被害を察知しやすい職業の関係者も含まれる。地方自治体によっては、こうした多職種が一堂に会する会合を設けている例もある。

被害者は休暇取得や住居確保など様々な問題を抱えるため、多様な職域の関係者が連携できる場が必要である。

(事務局) 検討させていただく。

(竹島委員) 弊会でも電話相談やメール相談を受け付けているが、昨年度の相談件数はほとんどなかった。前々年度には多少の相談があったにもかかわらず、昨年度は急激に減少している。交通事故被害者など困っている方は多いはずであるが、何故そうした相談が伸びないのか理由が分からない。

相模原市の実績を見ても、支援を必要とする人が多くいるはずだが相談は多くない。現在の社会的風潮として、ネット検索で自己解決し、「助けて」と言いにくい状況があり、かつてのような助け合いの精神が薄れているのではないかと考えている。現代は孤立化が進み、人々が助け合う姿を見かけなくなり、自ら助けを求められない状態に陥っているように思う。

こうした現状を踏まえると、制度や窓口が整っていても、本人が相談に来ない場合は支援が届かない問題がある。これは非常に難しい課題であり、今後どう対応すべきか検討が必要である。

(生方委員) 竹島先生の話に関連するが、チャットGPTの問題は大きい。私がカウンセリングを担当していても、これまでどうしていたか尋ねると、チャットGPTに相談していたというケースが増えている。チャットGPTが最終的に被害者支援の窓口への相談を促し、つながった事例もある。

一方でチャットGPTだけで相談が終結してしまっている方も存在すると感じている。

(椎橋会長) 若い世代はスマートフォンは使うが、その他の媒体をあまり見ない傾向がある。テレビの視聴も減少し、新聞を読む人も少ない。周知媒体についてどのように考えているか。

(事務局) 媒体としては、課でXアカウントを所有し、各種行事や周知事項の発信に活用している。広報やホームページだけでは情報が届きにくいと感じており、現在はXを中心に活用しているが、多様な媒体が存在するため、今後は複数の媒体を活用することも視野に入れて検討すべきだと考えている。

(椎橋会長) 多機関連携は重要視されているが、警察との連携は密に取られているのか。

(田島委員) 警察、県、支援団体は週に1回顔を合わせている。事件・事故は日々発生しており、支援対象となる刑法犯や交通事故についても追跡している。迅速な

支援を行うため、警察署は対応していると認識している。

毎朝、被害者支援室から各警察署へ連絡し、対象事件の発生状況を共有している。警察は事件処理を優先するため、支援への案内が漏れないよう確認を行っている。支援の存在を知らなければ被害者は申し出ができないため、案内が確実に行われるよう努めている。

県警本部として、各警察署に連絡し、指導という形ではなく連携を強化し、切れ目のない支援を実現すべく取り組んでいる。

(綿引委員) これまで被害者支援センターでは、ボランティアスタッフが被害者からの電話相談を受けてきた。加えて今年4月からは県の委託を受け、性犯罪・性暴力被害の相談窓口である「かならいん」での相談を実施している。

相談の中で、A Iに相談したというケースが非常に多い。A Iは被害者支援センターの電話番号を紹介するため、その結果として支援センターへの相談が増えている。これは問題ではなく、A Iが関連ホームページを検索して紹介しているためであり、相模原市もホームページ上に支援情報を掲載しているため、A Iの紹介から相談に繋がる場合もあると考えている。

医療機関においても、医師が診察時にかならいんや被害者支援センターへの連絡を勧めるケースがあり、県が産婦人科や医療従事者向けの研修会を積極的に実施していることが背景にあると考える。加えて、県が子ども向けに相談窓口を周知するカードを配布したことで、子どもからの相談が増加しており、これらの取組みが確実に機能していると感じている。

警察においても、犯罪被害者向けに支援冊子の配布や説明が行われているものの、被害直後で精神的に余裕のない人が多く、その時点では内容を十分に理解できない場合もある。

そのため、様々な支援機関が機能し、必要な時に支援に繋がれることが重要である。今後さらに支援の輪を広げていくことが求められていると考える。

(椎橋会長) 支援制度の案内をされていても、実際に行動を起こすまでに、被害者には一呼吸二呼吸の間があり、支援を受けられる段階に至らない場合がある。他に何か意見はあるか。

(事務局) 資料で紹介している相談件数は実人数を指しているが、1人の方と複数回やりとりする場合があるため、延べ対応件数としては200を超える件数があることを申し上げる。

(渡邊委員) 重傷病支援金の入院ありと入院なしの場合について、相模原市の条例

を作成する際、現在の医療体制を考慮すると、入院3日という基準はハードルが高いため、入院なしの場合も支援金の金額を半分程度にして導入するよう依頼し、そのように実現していただいた。

しかし、現在の支援件数を確認すると、入院ありとなしを一本化し、入院なしの金額に統一しても、予算的な負担はそれほど大きくないと感じた。

最近では東京都内の被害者支援の検討会議にも参加し、例えば世田谷区ではすべて入院なしで重傷病給付金を支給しているほか、港区でも入院要件なしの方向で話し合いが進んでいる。

このような状況を踏まえ、相模原市でも入院要件なしに統一していただきたいと考える。先般、川崎市でもこの意見を申し上げた。今後、横浜市においても同様に提言する予定である。

(事務局) 検討させていただく。

議事(3)について事務局から説明を行った。

(瀬戸委員) 相談窓口の周知について、5年ではまだ定着が難しいと考える。ベーシックな取り組みを継続することが非常に重要である。この場に出た意見も参考にしつつ、工夫を重ねながら進んでいただきたい。

自治体の相談窓口は依然として電話がメインであるが、窓口が存在していることが大変重要であり、基本の取り組みを継続していくことが大切であるため、引き続き取り組みをお願いしたい。

(田島委員) 啓発イベントに関し、相模原市が非常に苦労されていると感じる。昨年12月に京都アニメーション放火殺人事件のご遺族の講演を聴講をさせていただき、社会的反響のある事件のご遺族をお呼びすることは大変なことであったと思う。

犯罪被害者ご遺族への対応は初期段階で手探りの部分も多いが、特に大きな被害に遭われた方は、警察官との会話の記憶が曖昧なケースがあるため、そういった被害者特有の心理を理解して対応する必要があると感じ、非常に良い勉強になった。

また、今年予定されている松永様についても、4月20日の読売新聞に「被害者ノート心の支え」という記事が紹介されていた。松永様は奥様とお子様を亡くされた被害者であり、関東交通犯罪遺族の会(あいの会)から被害者ノートを手渡され、当時の気持ちを記録し、講演の際もそれを大事に持っているとのことであった。今年のイベントも聴講し勉強させていただきたい。

付け加えとして、警察庁からの指示により、第5次犯罪被害者等基本計画の柱の一つとして、被害者手帳を都道府県単位で早急に発出する取り組みを行っており、夏頃までの発行を目指し準備中である。被害者の声を反映し、良い被害者手帳が作

成されるよう努めている。

今後も啓発イベントなどの取り組みを継続していくことが望ましい。

(笹野委員) 令和8年度の取り組みとして、相談支援の最重要課題に警察等関係機関との連携を掲げ、市内4警察署への周知・協力を進めている。

神奈川県は被害者支援において先進県であり、県の取り組みも早く、県警も犯罪被害者支援に強い意識を持って積極的に動いている。県警の新任被害者支援室長も高い意識を持って着任しており、被害者支援センターを含めた県・県警本部・各警察署の三者連携は非常に良好で先進的である。

市としても各警察署への周知に漏れがないよう進めているが、交通・地域安全課を中心に被害者支援室や支援センターと密接に連携し、情報共有を徹底し、最適な周知方法や伝わりやすい手法の検討を進めるべきである。別々に対応するのではなく、しっかりと連携を図ることが重要である。

また、庁内連携の強化についても、所管課がすべてを共有するという形式的対応ではなく、各部署がそれぞれの関わりを自分事として認識し、当事者意識を持つことが重要である。

このため、各部署が自らの役割を主体的に担う仕組みや職務の明確化を進め、形式的なものにならないよう工夫しながら、今後も連携の在り方について検討を継続する必要がある。

(竹島委員) 交通事故被害者支援に関し、自動車事故対策機構(ナスバ)が国土交通省の外郭団体として支援を行っているが、周知が十分でない現状がある。

実例として、私の弟は15年前に重度障害者となり、リハビリのための転院が必要であったが、ソーシャルワーカーからナスバの千葉療法センターの存在についての説明がなかった。

これにより、適切なリハビリ支援を受ける機会が失われた可能性がある。急性期病院にはナスバのパンフレットや国交省発行の「交通事故にあったら」という冊子、被害者ノートといった資料が置かれているかの確認が必要である。被害者や家族が情報を容易に入手できる環境整備が重要である。

また、ナスバの神奈川支所には我が家もお世話になっているが、病院への周知対応状況について、連携を取りながら確認を行っていただけるとありがたい。リハビリを適切に受けられるかでその後の回復に大きな違いが生じる。

(椎橋会長) 必要な情報が被害者に提供されることは非常に重要であり、被害者が確実に支援につながる仕組みを整備することが求められる。

(竹島委員) 昨年度のテレビ報道でも、ナスバにたどり着けず転院を繰り返している交通事故被害者がいることが取り上げられた。啓発活動を引き続きよろしく願います。

(椎橋会長) 被害者手帳にはナスバの情報が記載される予定か。

(田島委員) 被害者手帳には支援が受けられる紹介先が掲載されており、ナスバも含まれている。QRコードが付いており、読み込むことで情報にアクセスできる仕様である。

(竹島委員) 医療関係者の中にもまだ支援制度や関連情報を知らない方がいる可能性がある。

(椎橋会長) 講演会などのあり方について、多くの方に来ていただくためには工夫が必要である。東京都が犯罪被害者週間に開催したフォーラムでは、音楽や歌、パフォーマンスが取り入れられ参加者が多かった。

しかし、被害者の立場からすると、そのような演出はどのようにとらえられるだろうか。

(竹島委員) 警察の音楽隊による演奏や、昨年私が秦野市でお話した際に中学生のお琴部員が演奏を行うなど、そうした取り組みは非常に素晴らしいと感じている。

しかし、被害者の心情は人それぞれであるため、一律にこうした演出が適切かどうかは難しいところである。

(渡邊委員) 音楽演奏が集客の一助となり、多くの方に被害者の話を聞いていただけるのであれば良いと考える。

議事(4)について事務局から説明を行った。

(瀬戸委員) 神奈川県では、川崎のDV・ストーカー殺人事件を契機に、知事がシンポジウムを開催し、DV・ストーカー対策の専門部署の設置が決定し、支援を推進している。

県民や議会からは、従来の犯罪被害者支援と新設部署の役割が重複しているのではないかとの指摘もあり、今後の連携・統合のあり方が課題となっており、関連庁内会議を実施するなど調整が続いている。

当局の考えとしては、犯罪被害者支援は人権問題の根幹であり、重大な人権侵害を受けた方々への救済が最優先と認識している。警察との連携の重要性は変わらず、

新たな組織との連携や被害者の安全確保体制の整備も重要課題である。相談窓口の相談員の安全確保についても配慮が必要であり、DV・ストーカー対策部署からの質問も多い。

また、職員全員が犯罪被害者支援の内容を理解すべきであるとの指摘があるが、県では各所属に人権推進担当職員を置き、その担当者が人権研修を必ず受けている。この研修の一環に、犯罪被害者支援制度の説明を組み込むなどの連携は、早急に実施可能と考える。

今後、県と相模原市がこの分野の連携や取り組みをどのように進めていくかについて、情報共有を深めながら協議を進めていく必要がある。現在も調整段階であるため、県でも引き続き協議を重ねていく。

(椎橋会長) 都道府県レベルでは、性犯罪被害の対策課が中心となり、ワンストップサービスを重視しており、コーディネーターを配置して適切な対応を行い、必要に応じて他機関と連携する体制を整えている。これを踏まえ、市区町村レベルではどのように位置づけ、対応していくか考えを伺いたい。

(事務局) コーディネーターとの連携についてはまだ整理できていない状況であるが、都道府県のワンストップ体制が既に存在する以上、その体制との連携を視野に入れながら、最終的に最適な体制を検討していく必要があると、椎橋会長の発言を受け改めて認識した。

(椎橋会長) 資料1にあるとおり、3名体制で対応している。県警本部出向職員、会計年度任用職員、常勤職員の計3名であり、非常に充実した体制であると感じる。関連性の高い職員によるこの3名体制は、多様な相談に対応できるものと考えられる。

そこで、実際にこの体制を運用する中で特に困難を感じた具体的な事例があるのかを伺いたい。一般論として問題点は存在すると思うが、実例を踏まえて、どのように対処すべきかをまず考えることが一つの問題解決へのアプローチと考える。

(事務局) 3名体制のうち、会計年度任用職員が1名選任されてこの事務に専従しているが、他の職員は事務分担の一環として対応している状況である。そのため、出張等で他の職員が不在の場合、相談対応者が1名または全く不在となり、対応が困難な状況が生じている。

こうした人的資源の課題を踏まえ、庁内で既に整備されている人権相談体制との統合も一つの方策として検討すべきと考え、皆様のご意見を求めたい。

(生方委員) 被害者にとっては相談窓口が一本化される方がわかりやすい面がある。

しかし相談を受ける側の立場から考えると、性犯罪・性暴力が単発被害であるのか、DVや性虐待のような反復被害であるのかによって被害者の反応が大きく異なり、それぞれに対応するための知識や技術が求められる。

このため、相談員には多くの専門知識が必要となり、負担が増加する懸念がある。よって、専門性の違いも考慮しつつ、相談窓口の一本化について検討する際にはこの点も加味していただきたい。

(竹島委員) 神奈川県内の各市にある犯罪被害者窓口の担当者同士が交流・連携を図るための集う場は設けられているのか伺いたい。

(事務局) 県が毎年、犯罪被害者支援の担当職員の会議を開催しており、その場で各自治体の担当者が支援の課題や疑問点、取り組み状況等の情報交換等を行う機会をがある。

(竹島委員) 私は他の家族会の方々と接する中で多くの気づきを得ており、そうした交流の機会が今後さらに必要であると感じている。

気兼ねなく率直な意見を言い合える雰囲気の中で再び集まれる場があれば、窓口担当者も支援により携わりやすくなると考える。支援業務には大きなストレスが伴うため、活発な情報交換の場があると良いと考える。ただし、守秘義務は厳守した上で実施されるべきである。

(笹野委員) 今後の検討事項としての提案であるが、理想的には専門性を有する複数名の相談員が揃い、人数が十分に確保されている体制が望ましい。

人権部門との重複の有無に関わらず、相模原市においては現在、会計年度任用職員の相談員が中心となり相談を行っているが、その方に匹敵する相談員が例えば3名いれば、相談内容が複数分野にまたがる場合でも現行の体制でも十分に対応可能であると考えます。

一方で、人権全般に精通した職員を多数揃えることは困難であるため、分野ごとの専門性を持つ複数の相談員が一つの相談窓口に集まる体制、すなわちワンストップサービスが相談者にとって最も理想的である。

しかし、現状の体制では多くの職員が兼務で業務を行っているため、警察派遣職員が被害者支援の広報や庁内窓口を兼務するなど、一人当たりの負担が大きく、専任の相談員が不足している実態がある。

人権問題は非常に幅広く、教育委員会においても被害者支援に関する理解促進のため学校現場での努力を求める場合、教育分野では「人権」という包括的な枠組み

で扱われている。担当者が集まる会議もあるが、人員不足のため一人が複数の役職を兼務しているという状況である。

したがって、人数を十分に確保できない場合には、効率的かつ相談者に不便のない体制づくりが求められと考える。被害者支援においては専門性の高い複数名の配置が必要不可欠であるが、部署が分散して連携が難しい場合は、一元化することも検討材料の一つとすべきである。

(椎橋会長) 人権関連課との統合は庁内の手続きとしての難易度はいかほどか。

(事務局) ハードルは高いが、議論を進めていけば不可能ではないと考えている。

(椎橋会長) 笹野会長の指摘にあるように、専門性のある相談員を複数名揃える場合、人権部門から人員を移すことになり、人権部門の相談体制が手薄になる懸念があるが、調整は可能か。

(事務局) 人権部門には相談室が設けられており、相談体制が比較的充実している。

一方で、被害者支援の分野は、人事部門も含めて対応が整っていないように感じている。

そのため、これらをうまく調整・統合する方策を検討中であり、今後も議論を重ね検討していきたいと考えている。

(渡邊委員) 横浜市の職員から聞いた話によると、犯罪被害者相談窓口の設置場所について検討された際、人権侵害が最たる問題であるとの認識から人権課に設置されたという経緯がある。

その後の移管等の議論には関与していないが、今回の会議でこうした質問や意見が出たことは、被害者支援について真剣に考えている現れだと感じている。組織内の問題であるため、相模原市の対応に任せるしかないと考えている。

以 上

相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	欠席
3	生方 智恵子	公認心理師 (Counseling Room ウブカタ)		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会		出席
7	綿引 緑	公益社団法人 神奈川被害者支援センター		出席
8	田島 正紀	神奈川県警察本部 警務課 被害者支援室		出席
9	瀬戸 敬子	神奈川県くらし安全交通課		出席